

高橋原告団長が堂々の意見陳述！（第1回口頭弁論始まる） 128名の住民・支援者が傍聴に駆け付ける。終了後に熱気の報告集会開かる！



力強く口頭弁論の報告をする高橋新一原告団長



熱気にあふれた約100名の報告集会参加者



支援挨拶をする建設委員の新村（左）・小俣両区議

江戸川区スーパー堤防事業取り消し訴訟 「スーパー堤防は不要であり、事業計画決定の違法性を告発」

2月1日（水）午前11時20分から18班地区の原告団が提訴した「江戸川区スーパー堤防事業取り消し訴訟」の第1回公判が霞ヶ関の東京地裁第103号法廷で開かれました。

原告席に小島弁護士と大江弁護士、高橋新一原告団長と宮坂、森須氏ら原告人が、そして被告側には江戸川区土木部の山口沿川まちづくり課長らが席につきました。

高橋原告団長は約15分間に及ぶ口頭弁論で、原告が訴訟に至った理由と、訴訟にかける思いを陳述しました。

その訴訟要点は、
①、そもそもスーパー堤防は不要であること ②、盛り土の危険性。そして、
③、江戸川区の違法な進め方。（まち壊し・コミュニティ壊し・人壊し）と訴えました。

その後、弁護団から大江弁護士が本事業の建て前と実際の違いを指摘し、
①、都市計画整備事業の名の下に、区が行なってきた違法な実態 ②、スーパー堤防そのものが不要であること、を陳述しました。

今回、第1回公判から口頭弁論を行なったのは、裁判官に本訴訟の重要なポイントを理解してもらう必要があり、強く印象づける必要があったからです（小島弁護士談）。そのため、地裁

で一番大きな法廷を原告住民や支援者でいっぱいにし、溢れさせたことで、当初裁判官は第2回公判を小さな法廷に移そうとしていました。傍聴者の真剣な態度に、次回も今回と同じ103号法廷で開くことになりました。閉廷後、すぐ裏にある弁護士会館に場所を移し、約100名の支援者の方や傍聴できなかった方々の参加で報告集会がもたれました。参加した区議、支援者は、18班に激励の挨拶をしました。

第2回公判日程

日時：3月23日（金）午後4時～

場所：東京地方裁判所

1階一〇三号法廷

（東京メトロ 日比谷線

霞ヶ関下車 A1出口）

集合：参加される方は午後3時半までに東京地裁前に集合を

江戸川区は、訴状の事実の大半を認めながらも争う姿勢を示しています。江戸川区の主張に正義があるのかを知るためにも…。
ぜひご参加ください。